

Q&A～雇用保険マルチジョブホルダー制度～

回答事項（事業主向け）

Q1 雇用保険マルチジョブホルダー制度とはどのような制度ですか。

雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうちの 2 つの事業所での勤務を合計して下記の加入要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から、特例的に雇用保険の被保険者（以下「マルチ高年齢被保険者」といいます。）となることができる制度です。

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者期間に応じて基本手当日額の 30 日分または 50 日分）を一時金で受給することができるようになります。

65 歳以上の労働者に限定して本制度を令和 4 年 1 月 1 日から試行実施し、その効果等を施行後 5 年を目途に検証することとしています。

【雇用保険の加入要件】

Q2 雇用保険マルチジョブホルダー制度における雇用保険の加入要件を教えてください。

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ①複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること。
- ②2 つの事業所（1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満であるものに限る。）の労働時間を合計して 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ③2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること。

なお、雇用保険に加入できるのは 2 つの事業所までです。

また、2 つの事業所は異なる事業主であることが必要です。

Q3 通常の雇用保険は加入要件を満たすと必ず加入しなければならないですが、本制度も同様の取扱いでしょうか。

通常の雇用保険とは異なり、初めてマルチ高年齢被保険者に加入する場合は、要

件を満たすと必ず加入しなければならないわけではなく、マルチ高年齢被保険者として申出をする方の希望により、ハローワークに申出を行った日からマルチ高年齢被保険者となります。

このため、要件を満たす者から申出があった場合は、加入が必要となります。

Q4 3つ以上の事業所で勤務している場合はどのように手続をするのでしょうか。

3つ以上の事業所で勤務している場合は、マルチ高年齢被保険者として申出をする方が雇用保険に加入する2つの事業所を選択することになります。

なお、3つ以上の事業所（事業所 a、b、c）で雇用され、それぞれの事業所との雇用契約が週5時間以上20時間未満である場合、このうち2つの事業所（事業所 a、b）によってマルチ高年齢被保険者資格を取得し、そのうちの1つの事業所（事業所 b）で離職しても、残る2つの事業所（事業所 a、c）で週の所定労働時間の合計が20時間以上となり、それぞれの事業所における雇用見込みが31日以上であるのであれば、引き続きマルチ高年齢被保険者として取り扱われます。この場合、マルチ高年齢被保険者には、事業所 b を離職する時点で、事業所 a、b に係る資格喪失の手続をしていただき、その上で、事業所 a、c に係る資格取得の手続をしていただきます（事業所 a、b に係るマルチ高年齢被保険者資格の喪失日と同日に事業所 a、c に係るマルチ高年齢被保険者資格を取得します）。

【雇用保険の加入手続・離職した場合の手続】

Q5 雇用している者から「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届」（以下「マルチ雇入届」といいます。）の記載依頼がきたが、どのように対応すればよいのでしょうか。

通常、雇用保険の資格取得手続は、事業主が行うこととなりますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度においては、マルチ高年齢被保険者としての雇用保険の適用を希望する本人が手続を行う必要があります。

マルチ高年齢被保険者の資格取得日は、マルチ高年齢被保険者として申出をする方が本人の住所又は居所を管轄するハローワーク（以下「住居所管轄ハローワーク」といいます。）に申出した日となり遡及加入できないため、記載依頼を受けたら Q10 にも記載のパンフレットを参考にいただき、速やかに事業主記載事項を記入いただき、確認資料と併せて本人に交付してください。

Q6 雇用している者からマルチ雇入届の記載依頼がきたが、必ず対応しないといけないのでしょうか。

マルチ高年齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者が Q5 の加入要件に該当する場合に申出を行いマルチ高年齢被保険者となることは、雇用保険法に定められた本人の権利ですので、必ず対応してください。

なお、マルチ高年齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者が申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられていますので、ご注意ください。

Q7 今回の制度施行に基づき、初めて雇用保険の適用を受けることとなったが、どうすればよいのでしょうか。

初めて労働者を雇った場合の取扱いは、(Q&A～事業主の皆様へ～)の Q2 を参照ください。

元々雇用している者が雇用保険マルチジョブホルダー制度の対象となったが、事業所が雇用保険の適用を受けていない場合は下記のとおりです。

通常の雇用保険の届出は、雇用保険適用事業所設置届に併せて雇用保険被保険者資格取得届を提出していただきますが、本制度は被保険者の届出は本人からの申出により提出していただくこととなっているため、マルチ雇入届の申請と並行して、事業所の所在地を管轄するハローワークへ雇用保険適用事業所設置届を提出してください。

Q8 マルチ高年齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者の代わりに事業主がハローワークに雇用保険の加入や喪失の手続をすることは可能ですか。

マルチ高年齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者の代理人(※)として手続していただくことは可能ですが、その際の提出先は事業所の所在地を管轄するハローワークではなく、マルチ高年齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者の住所又は居所を管轄するハローワークとなりますので、ご注意ください。

※ 代理人による手続の際には、委任状が必要です。

Q9 届出様式の記載内容について相談したいがどこにすればよいのでしょうか

か。

最寄りのハローワークにご相談ください。記載内容の相談は、どこのハローワークでも可能です。

Q10 届出様式の記載方法が分かりません。

「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレット」を別途作成しており、その中で届出様式の記載例を掲載しています。

詳細は、(雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレット [2.52MB])をご参照ください。

Q11 「マルチ雇入届」6欄の「マルチジョブの被保険者となったことの原因」について教えてください。

「マルチ雇入届」6欄の「マルチジョブの被保険者となったことの原因」については下記に該当するものの番号を記載していただくこととなりますが、それぞれの該当例は下記のとおりです。

1 新規採用

例

- ・事業所に新たに雇入れられた場合
- ・取締役等委任関係であった者が新たに雇用関係に基づいて就労する場合

2 週所定労働時間の増

例

- ・雇用している労働者の週所定労働時間が5時間以上20時間未満の範囲内で増えたことにより、加入要件を満たした場合

※当該事業所での週所定労働時間は変わらず、別の事業所での週所定労働時間が増えた場合は3に該当いたしません

3 その他（1又は2に該当しない場合）

例

- ・別の事業所に新たに雇入れられた場合
- ・別の事業所における週所定労働時間が5時間以上20時間未満の範囲内で増えたことにより、加入要件を満たした場合
- ・就労状況に変更はないが、65歳に達したことにより加入要件を満たした場合

- ・本制度が施行されたことにより加入要件を満たした場合
- ・マルチ高年齢被保険者として雇用していた者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得していた場合であって、出向元に復帰し、出向元で再度マルチ高年齢被保険者の資格を取得することとなった場合（在籍専従の場合も同様です）
- ・同一事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間に異動があった場合
- ・同一事業主の下で、週所定労働時間が 20 時間以上から 20 時間未満となったことにより加入要件を満たした場合

なお、上記のいずれにも該当しない場合は、3 を選択してください。

Q12 マルチ高年齢被保険者となった後、本人から脱退の意思表示がなされた場合は認められますか。

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、本人の申出により雇用保険が適用されますが、その後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様であり、任意脱退は認めていません（通常の雇用保険制度は強制加入方式を採用）。

Q13 離職を予定している者から「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届」（以下「マルチ喪失届」といいます。）の記載依頼がきたが、どのように対応すればよいのでしょうか。

通常、雇用保険の資格喪失手続は、事業主が行うこととなりますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度においては、マルチ高年齢被保険者本人が手続を行う必要があります。

マルチ喪失届はマルチ高年齢被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内にマルチ高年齢被保険者本人が住居所管轄ハローワークに提出することとなっているため、記載依頼を受けたら速やかに事業主記載事項を記入いただき、確認資料と併せてマルチ高年齢被保険者本人に交付してください。また、離職証明書の交付依頼があった場合はこれを作成し、併せて交付してください。

Q14 雇用が継続しており雇用契約に変更がないにもかかわらず、自社のマルチ高年齢被保険者からマルチ喪失届（離職証明書）の記載依頼がなされたが、どういうことでしょうか。

1つの事業所での雇用が継続しており雇用契約に変更がない場合であっても、他の事業所を離職した場合や他の事業所の週所定労働時間が20時間以上となった場合、マルチ高年齢被保険者ではなくなるため、マルチ喪失届（離職証明書）の提出が必要となります。

Q15 マルチ高年齢被保険者の週所定労働時間を20時間以上に契約変更した場合、どのような手続が必要ですか。

1つの事業所で週所定労働時間が20時間以上となった場合にはマルチ高年齢被保険者ではなくなるため（Q14）、マルチ高年齢被保険者本人から住居所管轄ハローワークへマルチ喪失届の提出が必要となりますので、その旨本人へお伝えください。併せて、1つの事業所で週所定労働時間が20時間以上となる場合は、通常の高年齢被保険者となるため、事業主は契約変更した翌月の10日までに事業所の管轄するハローワークへ雇用保険被保険者資格取得届をご提出してください。

Q16 「マルチ喪失届」5欄の「マルチジョブ喪失原因」について教えてください。

マルチ喪失届は、離職や雇用契約に変更がない場合であっても、他の事業所を離職した場合やマルチ高年齢被保険者の要件を満たさなくなった場合に作成が必要となっており、5欄の「マルチジョブ喪失原因」は離職した場合と離職以外の理由でそれぞれ該当するものの番号を記載していただくこととなりますが、それぞれの該当例は下記のとおりです（2及び3は通常の雇用保険被保険者資格喪失届と同様となります。）。

また、当該欄は事業主記載欄としておりますが、当該事業所では離職や雇用契約に変更がない場合の喪失原因の記載は事業主のみで判断することが困難であるため、マルチ高年齢被保険者本人へ聴取の上、記載をお願いいたします。

○当該事業所を離職又はマルチ高年齢被保険者の要件を満たさなくなった場合

2 3以外の離職

例

・天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能になったことによ

る解雇

- ・被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
- ・契約期間の満了
- ・任意退職（事業主の勧奨等によるものを除く。）
- ・上記以外の事業主の都合によらない離職（定年等）
- ・移籍出向（ただし、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたもの以外の出向は「9」)

3 事業主都合による離職

例

- ・事業主の都合による解雇
- ・事業主の勧奨等による任意退職等

6 1 事業所で週 20 時間以上

例

- ・当該事業所での雇用契約の変更等で週所定労働時間が 20 時間以上となった場合

※当該事業所を離職し、もう一方の事業所にて週所定労働時間が 20 時間以上となった場合は、6 ではなく、2 又は 3 となります。また、当該事業所で 20 時間以上となり、かつ、もう一方の事業所で 5 時間未満となった場合は、9 ではなく、6 となります。

7 2 事業所で計週 20 時間未満

例

- ・当該事業所での週所定労働時間の変更により、2 事業所の週所定労働時間の合計が 20 時間未満となった場合

※一方の事業所の週所定労働時間が 5 時間未満となったことにより、週所定労働時間の合計が 20 時間未満となった場合は 7 ではなく、9 となります。

8 他方の事業所を離職

- ・該当なし

9 その他

例

- ・当該事業所又はもう一方の事業所の週所定労働時間が 5 時間未満となった場合
- ・死亡した場合

- ・在籍出向した場合又は出向元への復帰した場合

○当該事業所では離職や雇用契約に変更がなく、他の事業所を離職やマルチ高年齢被保険者の要件を満たさなくなった場合（マルチ高年齢被保険者に確認し、記載してください）

2、3

- ・該当なし

6 1事業所で週20時間以上

例

- ・もう一方の事業所での週所定労働時間が20時間以上となった場合

7 2事業所で計週20時間未満

例

- ・もう一方の事業所での所定労働時間が減少（5時間以上20時間未満の範囲内に限る）したことに伴い、合計が20時間未満となった場合

8 他方の事業所を離職

例

- ・もう一方の事業所を離職（2又は3に該当）した場合

9 その他

例

- ・もう一方の事業所の週所定労働時間が5時間未満となった場合
- ・死亡した場合

なお、上記のいずれにも該当しない場合は、9を選択してください。

Q17 社会保険労務士や労働保険事務組合に雇用保険手続を委託している場合、マルチ取得届やマルチ喪失届の記載を委託しても構わないでしょうか。

社会保険労務士や労働保険事務組合が事業主の代わりにマルチ取得届やマルチ喪失届を作成することは可能ですが、提出代行等はできませんのでご注意ください（マルチ高年齢被保険者本人が社会保険労務士へ委託している場合は代理として申請することは可能です。）。

【雇用保険料】

Q18 雇用保険マルチジョブホルダー制度においても雇用保険料の納付義務はあるのでしょうか。

マルチ高年齢被保険者として雇用保険の適用を希望する者が雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。後日、住居所管轄ハローワークより送付される「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得確認通知書（事業主通知用）」に資格取得日が記載されていますので、ご確認ください。

Q19 雇用保険料はいくら支払えばよいのでしょうか。

通常の雇用保険と同様にそれぞれの事業主が労働者に支払う賃金総額に、保険料率を乗じて計算するのを原則としています。

保険料率については、（雇用保険料率について）をご参照ください。

（料率は年度毎に変更になる場合があります）

【雇用関係助成金との関係】

Q20 マルチ高年齢被保険者の離職理由は、雇用関係助成金の支給に影響しますか。

マルチ高年齢被保険者の離職理由は、雇用関係助成金の支給には影響しません。